

平成二十六年三月十一日提出
質問第七〇号

社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問主意書

提出者 中根康浩

社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問主意書

高齢化が進む我が国において、親の介護の問題は政府が取り組むべき重大な国民的課題と考える。

介護を家族が担う場合、生活や仕事と介護の両立が不可欠である。

例えば、仕事を続けながら親の介護を担う場合、所属する職場の理解の下、介護を要する親と同居しながら、新幹線などを利用して職場へ遠距離通勤を余儀なくされる場合がある。この場合、本人はもとより職場にとっても社会保険料の負担が重いものとなり、生活や経営を圧迫することになる。

社会保険料の算定基準となる「標準報酬」を算出する際には交通費を算入することになっているが、遠距離通勤の場合交通費が増加するため、「標準報酬」が引き上がり、折半で拠出するので、本人と事業主の両者の負担が重くなり、生活と事業経営を圧迫する。

以上を踏まえて、以下の質問をする。

一 事業主にとっても、本人にとっても、「交通費」は経費である。その「交通費」が社会保険料算定に含まれる理由は何か。政府のご見解を示されたい。

二 消費税の引き上げにより、可処分所得は増えない中、「交通費」が上がり社会保険料が引き上がるケ-

スがあることについて、どのように考えるか。政府のご見解を示されたい。

三 社会保険料負担増を避けるため、事業主として、親の介護などのための遠距離通勤を嫌がられることにより、親の介護をあきらめるか。介護のために離職するか。事業主にとっても本人にとってもメリツトのない選択を迫られるケースが生じることについて、政府のご見解を示されたい。

四 このようなことから、「交通費」を社会保険料の算定に含めることの見直しを政府として検討する考えはないか。ご見解を示されたい。

右質問する。